

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険資格管理・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDにより操作権限を限定する。また、事務の一部を外部委託事業者に委託しているため、個人情報の保護に関する契約を締結し、情報漏えいを防止する。

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

令和7年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、申請及び届出の受付等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 【内容】 ①被保険者の資格管理に関する業務 ②保険給付の支給に関する業務 ③国民健康保険被保険者を対象として実施する保健事業に関する事務 ④オンライン資格確認等システムへの情報提供に関する事務 ⑤保険給付の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ(自治体中間サーバ) ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバ ・市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格台帳 給付等の届出記録 給付等申請書 資格・給付データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8項及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表69、70、71の項 【オンライン資格確認業務】 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課、市民部税務課
②所属長の役職名	健康推進課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課文書法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康推進課国民健康保険係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1116 メールアドレス:kenkosuishin@city.yame.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	八女市情報セキュリティポリシー基本方針及び対策基準に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I-1 ③システムの名称	・Acrocity国保(資格) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携)	・Acrocity国保(資格) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携)	事後	
平成29年2月27日	I-4 ②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の42の項、43の	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の項番:	事後	
令和1年6月18日	様式変更に伴い全面改訂			事後	
令和2年10月1日	I-1 ②事務の概要	ア 事務の説明 届出による国保資格の取得及び保険証の交	ア 事務の説明 届出による国保資格の取得及び保険証の交	事後	
令和2年10月1日	I-1 ②事務の概要	・被保険者証の返還の通知、返還及び交付	(3)被保険者証の返還の通知、返還及び交付の	事後	
令和2年10月1日	I-1 ②事務の概要	・法による入院時生活療養標準負担額減額に 関する減額認定証を提出しなかったことにより	(17)法による入院時生活療養標準負担額減 額に関する減額認定証を提出しなかったことに	事後	
令和2年10月1日	I-1 ②事務の概要	・法による特定疾患対象療養の申請の受理、所 得区分等の変更の申出、所得区分等の通知、	(29)法による特定疾患対象療養の申請の受 理、所得区分等の変更の申出、所得区分等の	事後	
令和2年10月1日	I-1 ③システムの名称	・Acrocity国保(資格) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携)	・Acrocity国保(資格) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携)	事後	
令和2年10月1日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項	事後	
令和2年10月1日	I-4 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の項番:	【情報提供の根拠】 イ(1)～(36)の事務	事後	
令和2年10月1日	I-5 ①部署	市民福祉部市民課、総務部税務課、総務部納 税課	健康福祉部健康推進課、市民部税務課	事後	
令和2年10月1日	I-5 ②所属長	市民課長 井上 寿代、税務課長 堤 英利子、 納税課長 川島 幹夫	健康推進課長、税務課長	事後	
令和2年10月1日	I-7 請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福 岡県八女市本町647番地	総務部総務課文書法制係 〒834-8585 福 岡県八女市本町647番地	事後	
令和2年10月1日	I-8 連絡先	市民部市民課国保年金係 〒834-8585 福 岡県八女市本町647番地	健康福祉部健康推進課国民健康保険係 〒 834-8585 福岡県八女市本町647番地	事後	
令和7年7月11日	様式変更に伴い全面改訂			事後	